

浦安市運動公園総合体育館・屋内水泳プール使用料金表

令和元年10月1日現在

I 専用使用料

●総合体育館

区分	営利を目的としない場合(市内者)		営利を目的とする場合(市内者)		
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
	一般	小中高生又は65歳以上			
メインアリーナ					
① 9:00～11:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
② 11:00～13:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
③ 13:00～15:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
④ 15:00～17:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
⑤ 17:00～19:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
⑥ 19:00～21:00	8,580	4,290	17,160	85,800	171,600
サブアリーナ					
① 9:00～11:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640
② 11:00～13:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640
③ 13:00～15:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640
④ 15:00～17:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640
⑤ 17:00～19:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640
⑥ 19:00～21:00	3,430	1,710	6,860	34,320	68,640

- ・メインアリーナを分割して使用する場合の使用料の額は2分の1、4分の1となります。
- ・サブアリーナを分割して使用する場合の使用料の額は2分の1となります。
- ・市外者登録の使用料は上記の5割増となります。

●屋内水泳プール

区分	2時間
25メートルプール(1コース)	
一般	3,620
高校生以下、65歳以上	1,810
多目的プール(全面)	
一般	12,080
高校生以下、65歳以上	6,040
控室・和室	
一般	720
高校生以下、65歳以上	360

- ・多目的プールを分割して使用する場合の使用料の額は、2分の1となります。
- ・市外者登録の使用料は上記の5割増となります。

II 個人使用料

●総合体育館

区分	1時間	超過
一般(市内者)	230	120
一般(市外者)	340	180
小中高生・65歳以上・障がい者(市内)	110	60
小中高生・65歳以上・障がい者(市外)	170	90

●キッズスポーツルーム

区分	1時間
一般(市内者)	230
一般(市外者)	340

- ・使用時間が超えた場合は30分毎に超過料金が必要です。

●屋内水泳プール

区分	期間	使用料	超過料金 30分毎	定期券		
				1ヶ月	3ヶ月	
一般 ^{※1}	9/16～6/30	3時間/回	600	市内	7,200	18,010
	7/1～9/15	2時間/回				
			回数券(11回)	6,000	上記と同じ	
高校生以下 障がい者 65歳以上	9/16～6/30	3時間/回	300	市内	3,600	9,000
	7/1～9/15	2時間/回				
			回数券(11回)	3,000	上記と同じ	

※1 屋内水泳プールは、平成31年4月1日の時点で61歳以上の方(昭和28年(1953年)4月2日以前にお生まれの方)は、65歳以上の料金を適用します。

区分	一般	小中高生又は65歳以上
第一・第二武道場・弓道場		
① 9:00～11:00	1,710	850
② 11:00～13:00	1,710	850
③ 13:00～15:00	1,710	850
④ 15:00～17:00	1,710	850
⑤ 17:00～19:00	1,710	850
⑥ 19:00～21:00	1,710	850
多目的室		
① 9:00～11:00	850	420
② 11:00～13:00	850	420
③ 13:00～15:00	850	420
④ 15:00～17:00	850	420
⑤ 17:00～19:00	850	420
⑥ 19:00～21:00	850	420
卓球室・卓球コーナー		
① 9:00～11:00	1080	540
② 11:00～13:00	1080	540
③ 13:00～15:00	1080	540
④ 15:00～17:00	1080	540
⑤ 17:00～19:00	1080	540
⑥ 19:00～21:00	1080	540
会議室		
区分	1時間につき	
9:00～21:00	590	290
研修室		
区分	1時間につき	
9:00～21:00	660	330
9:00～21:00	660	330

- ・会議室を分割して使用する場合の使用料の額は3分の1、3分の2となります。
- ・市外者登録の使用料は上記の5割増となります。